

沖縄振興開発計画 目次

第 1	基本方針	1
1	計画作成の意義	1
2	計画の期間	3
3	計画の目標	4
4	振興開発の基本方向	5
5	県土の開発利用	9
6	人口および経済社会の見通し	17
第 2	交通通信体系の整備	18
1	航空	19
2	海上交通	20
3	陸上交通	21
4	通信	23
第 3	水資源の開発およびエネルギーの確保	24
1	水資源	24
2	電力	25
3	ガス	26
第 4	生活環境施設等の整備	27
1	住宅	28
2	水道	29

3	下水道	30
4	廃棄物処理施設	31
5	公園緑地	32
6	市街地開発	33
7	流通施設	34
8	消防および救急業務	35
9	消費者利益の保護・増進	36
第5	社会福祉の拡充と保健医療の確保	37
1	老人福祉の充実	38
2	心身障害者、児童、母子、寡婦の 福祉の充実	39
3	その他の社会福祉の充実	40
4	医師等保健医療従事者の養成確保	41
5	公衆衛生および環境衛生の増進	42
6	医療機関の充実と医療体制の確保	44
第6	教育および文化の振興	45
1	初等中等教育の充実	46
2	高等教育の充実	48
3	社会教育の充実	49
4	県民の健康・体力づくりの推進	50
5	文化財の保護および芸術文化の振興	51

第 7	自然環境と国土の保全および公害防止	52
1	自然環境の保全	53
2	公害防止	54
3	国土の保全および災害の防止	55
第 8	産業の振興開発	56
1	農業	57
2	林業	60
3	水産業	61
4	建設業	63
5	鉱工業	64
6	中小企業	67
7	商業、貿易	68
8	運輸交通業	69
9	臨空港産業	70
第 9	余暇生活の充実と観光の開発	71
1	自然環境および伝統文化の保全と利用	72
2	沖縄国際海洋博覧会の開催と海洋開発	73
3	都市的、文化的施設の整備	74
4	受け入れ体制の整備	75

第 1 0	職業の安定と労働福祉の向上	76
1	労働力の需給調整の円滑化と労働者の能力 の有効発揮	77
2	離職者の再就職援護措置の強化	78
3	労働条件の向上と労働福祉の充実	79
第 1 1	離島の振興	80
むすび		82

第 1 基本方針

1 計画作成の意義

戦後長期にわたりわが国の施政権外に置かれた沖縄は、昭和47年5月15日をもって本土に復帰し、新生沖縄県としてわが国発展の一翼を担うこととなった。この間、沖縄は、県民のたゆまぬ努力と創意工夫によって目覚ましい復興発展を遂げてきたが、か烈な戦禍による県民十余万の尊い犠牲と県土の破壊に加えて、長年にわたる本土との隔絶により経済社会等各分野で本土との間に著しい格差を生ずるに至っている。

これら格差を早急に是正し、自立的発展を可能とする基礎条件を整備し、沖縄がわが国経済社会の中で望ましい位置を占めるようつとめることは、長年の沖縄県民の労苦と犠牲に報いる国の責務である。同時に、沖縄の復帰は、国際社会において重要な役割を期待されているわが国にとって、沖縄が中国、東南アジアに最も近いことから、これら諸国との経済、文化の交流をはかるうえで、きわめて意義深いものといわなければならない。

このため、沖縄が本土復帰を遂げたこの歴史的な時点において、長期的、総合的な観点に立って将来展望を行ない、地方自治を尊重し県民の意向を反映しつつ、今後逐次実行に移すべき基本的な方策を明らかにする必要がある。ここに沖縄の振興開発計画を策定する意義がある。

この計画は、沖縄振興開発特別措置法に基づいて策定する総合的な振興開発計画であり、今後の沖縄の振興開発の向かうべき方向と基本施策を明らかにしたものである。したがって、政府部門においては、その施策の基本となるものであり、民間部門については、その自発的活動の指針となるものである。また、民間部門における財政投融资などによる誘導助成は、この計画に沿って行なわれるものである。

2 計画の期間

この計画の期間は、昭和47年度から昭和56年度までの10か年とする。

3 計画の目標

この計画においては、沖縄の各面にわたる本土との格差を早急に是正し、全域にわたって国民的標準を確保するとともに、そのすぐれた地域特性を生かすことによって、自立的発展の基礎条件を整備し、平和で明るい豊かな沖縄県を実現することを目標とする。

4 振興開発の基本方向

この計画においては、沖縄の特性を生かしつつ、環境の保全を優先する等新しい時代に即応した地域福祉社会を効果的に実現することを振興開発の基本方向とする。すなわち、離島性、台風常襲地帯など沖縄の持つ不利性を克服しつつ、立ち遅れの著しい社会資本、社会福祉、保険医療等公共サービスを早急に本土水準に引き上げ、安定した雇用機会を確保し、自立的発展の基礎固めとする。

また、亜熱帯性気候、海洋性自然、地理的位置などの有利性を積極的に生かして、特色ある産業、文化の振興をはかるとともに、国民的保養基地の建設および国際交流拠点の形成を推進する。

このため、次の諸施策を強力に推進する。

(1) 社会資本の整備

住宅、公園等生活環境施設をはじめ立ち遅れの著しい社会資本の整備を積極的に推進し、早急に本土との格差を是正して自立的発展の基礎的条件を整備する。すなわち、県民が健康で快適な生活を享受できるよう、住宅、都市公園等生活環境の改善をはかるとともに、県内県外各地域間の時間距離の短縮をはかるため、空港、港湾、道路、電信電話等交通通信体系を整備する。

また、生活水準の向上、生産活動の増大にともない需要が大幅に増大すると予想される水資源およびエネルギーを早

急に開発確保する。

なお、台風等による自然災害を防止するため、気象業務体制の整備ならびに国土保全事業を推進する。

さらに、沖縄の地域特性を生かして、わが国と近隣アジア諸国等との国際交流の場を形成するため、本島中南部の都市圏を整備するとともに、国際的な空港、港湾を整備する。

(2) 社会福祉の拡充および保健医療の確保

立ち遅れの著しい社会福祉施設の整備および社会福祉の強化をはかる。

また、保健医療施設の整備および保健医療従事者の確保をはかるとともに、総合的保険医療システムを確立して、県民が等しく医療サービスの恩恵を享受できるようにする。

(3) 自然環境の保全および伝統文化の保護育成

広大な海洋、多数の島しょ、変化に富む海岸線、多彩なさんご礁、特異な植物景観等の亜熱帯性自然および民俗芸能、工芸等の固有の伝統文化は、かけがえのない資産である。このため、これら自然環境の保全と伝統文化の保護育成を積極的にすすめる。

また、戦禍によって失なわれた緑を回復するため、緑化を大規模に推進するなど、豊かな自然環境の創出をはかる。

(4) 豊かな人間性の形成と県民能力の開発

学校教育、社会教育、職業訓練を通じて健康で自主性、創造性に富む県民性を養い、平和で豊かな住み良い地域社会と国際交流の担い手を育成する。

このため、立ち遅れの著しい学校教育施設、社会教育施設、体育・スポーツ施設、職業訓練施設等の拡充整備をはかるとともに、文化施設を建設する。

(5) 産業の振興開発

産業の振興開発をはかるにあたっては、環境の保全を基本としつつ、沖縄県の有する地理的・自然的特性を活用する。

また、基地依存経済から脱却して自立経済の確立をはかるため、米軍施設・区域の整理縮小をはかり、その跡地および跡施設を産業振興および社会資本整備のために活用する。

農林水産業については、農業では、基礎的条件の整備を推進し、さとうきび、パイナップルの生産性の向上による生産の振興をはかりつつ、肉用牛、養豚を主軸とした畜産ならびに野菜、果樹、花き、養蚕、茶等の生産を拡大し、作目の多様化をすすめる。

林業では、国土保全、水源かん養、保健休養の場の提供、木材生産等の公益的および経済的機能を最大限に発揮させるため、森林資源を計画的に培養する。

水産業では、沿岸および沖合・遠洋漁業の振興をはかるとともに、資源培養型漁業の開発を積極的に推進する。また、漁業の開発前進および中継基地を建設する。

建設業については、急速かつ大幅に増大する建設需要に対応できるよう、技術および装備の強化をはかる。

工業については、既存工業の団地化をはかるなど近代化をすすめるとともに、沖縄県固有の伝統産業の振興と後継者の

育成につとめる。また、労働集約型工業や臨空港産業の立地を促進する。工業の新規立地にあたっては、広域的かつ徹底した事前調査を行ない、開発が環境に悪影響を与えないよう、公害防止に万全の策を講ずる。

観光については、豊かな海洋性自然と特有の伝統文化を活用する方向で、各地域の自然的・社会的特性にあうような観光関連施設の整備を促進し、国内および国際的観光の拠点を形成する。

このような産業開発の進展にともなう雇用情勢の変化に対処し、職業訓練、職業指導の強化等により、必要な人材の養成確保につとめるとともに、離・転職者、中高年令者の雇用促進に配慮しつつ、労働者の職業能力の開発向上と職業の安定をはかるほか、労働福祉の向上を推進する。

(6) 国際交流の場の形成

沖縄県の地理的条件、県民の進取の気性と国際交流の歴史的経験等を生かして、沖縄県を国際的交流の重要な拠点として位置づけ、その機能を果たすための環境の形成をはかる。

そのため、本土、近隣アジア諸国等の主要都市を沖縄県と有機的に連結するような航空、海運の交通網および通信網を整備するとともに、中枢管理機能をはじめ教育、文化および国際的各種機関、公園緑地等の施設を整備する。

5 県土の開発利用

環境の保全をはかりつつ、沖縄の有する地域特性を活用して、豊かな地域社会を創出するための環境条件を整備し、県全体の均衡ある発展をはかるためには、沖縄県約2,240平方キロメートルの土地および周辺の海域を含めた総合的な土地利用の基本的方向を定め、県全体の一体的把握のもとに、有機的かつ効率的な諸機能の配置をはかっていく必要がある。

なお、この場合において、地方公共団体等による公有地の拡大等土地対策について、適切な措置を講ずる。

(1) 土地利用の現況

沖縄県は、わが国の最南端に位し、本土と東南アジアのほぼ中央に位置している。また、大小70余の島しょ（うち有人島45）と南北400キロメートル、東西1,000キロメートルに及ぶ広大な海域からなるわが国唯一の亜熱帯海洋地域であり、かつ、台風常襲地帯である。

県内土地利用の構成については、総面積約2,240平方キロメートルのうち、おおむね森林原野1,340平方キロメートル、農用地530平方キロメートル、米軍施設・区域290平方キロメートル等であり、また、市街地面積は45平方キロメートルと推定される。

県内最大の沖縄本島の面積は、全県域の53パーセントを、同島の人口は、全県域94.5万人の85%をそれぞれ占めている。本島内における米軍施設・区域の面積は、本島全域の

約 23 パーセントを占め、その存在は、産業構造、都市形成、道路体系等に多大の影響を及ぼしている。

那覇市を中心とする沖縄本島の中南部は、人口、産業等の集積が県内で最も高く、高密度な土地利用が行なわれている。とくに、近年、那覇市およびその周辺部では、急激な人口増加等によって過密化が進行しており、都市生活環境の悪化や都市機能の低下をきたしている。

本島北部は、主として農業地域、森林地域であり、海洋景観に恵まれた地域である。また、人口密度が低く、かつ、人口減少地域であり、社会・生活環境施設整備の立ち遅れや過疎化現象がみられる。

一方、宮古郡島の面積および人口は、それぞれ 230 平方キロメートル、6.1 万人であり、宮古島は、この群島の経済社会圏の中心地である。産業面では、主として農業水産業が行なわれている。

また、八重山群島の面積および人口は、それぞれ 590 平方キロメートル、4.4 万人であり、石垣島は、この群島の経済社会圏の中心地となっている。八重山郡島の土地利用を産業面からみると農林水産業がその中心をなしており、とくに、西表島およびその周辺海域は、熱帯、亜熱帯の原生林およびさんご礁を中心とする海中景観など貴重な自然資源に恵まれた地域である。

また、宮古島、石垣島を含め県内の離島の多くは、経済、文化の中心地である本島中南部との隔絶性、面積の狭小性、

環海性等の地理的・自然的条件等のため、経済社会の発展が阻害され、産業基盤、生活環境施設整備の立ち遅れや人口減少にともなう過疎化現象が顕著となっている。

(2) 圏域別開発の方向

このような自然的・地理的条件、土地利用状況、生産活動等の状況を踏まえ、沖縄の今後の開発方向を考えるにあたっては、県全域を中南部圏、北部圏、宮古圏、八重山圏の4圏域に大別して、各圏域の特性を生かした開発をすすめるとともに、中南部圏を中心としてこれらの圏域を有機的に結び、開発効果の全域への波及をめざすものとする。

また、それぞれの圏域においては、主要都市を中心として周辺地域を含めた広域生活圏を形成して圏域内の一体化を促進し、県民が等しく豊かな生活を営みうるよう、種々の施策の推進をはかる。

なお、農漁村の生活環境の整備を推進するとともに、人口、産業等が中南部圏のみに集積して過密、過疎を加速せしめないよう配慮するものとする。また、各圏域内に存在する史跡、名勝、天然記念物等の文化財は、かけがえのないものであるので、その保存をはかるよう留意する。

このような観点に立った圏域別開発の方向は、次のとおりである。

ア 中南部圏

糸満市から石川市に至る本島中南部および久米島、南北大東島等の離島を含めた地域を中南部圏とし、広域生活圏

を形成する。また、本島中南部地域を広域的な都市計画のもとに、中南部都市圏として整備し、中枢管理機能をはじめとする高次の都市機能を備えた県内の中核都市とする。この場合、中南部都市圏と中南部圏内の離島間は、交通通信体系の整備により、有機的な連けいを保つこととする。

中南部都市圏においては、県民に高次の都市的サービスを提供するため、大学、医療センター、総合公園等高次圏域施設を計画的に整備する。また、都市圏は、わが国の国際交流の一つの拠点としての発展が予想されるので、国際会議場、学術研究機関、ホテル等国際交流のための諸機能を整備する。

さらに、中南部都市圏に県外、県内の人的、物的交流の基地を形成するため、輸送流通施設の積極的整備をはかる。このため、那覇空港、那覇港を国際交流にふさわしい水準に達しうるよう整備拡充するとともに、都市圏内の各地域を一体的に結ぶ新しい交通システムの導入について検討する。また、圏域の適地に卸売市場、食品関係情報センター、流通センターの設置を促進して、物的流通と取引流通の機能の強化をはかる。さらに、今後の産業開発と関連して、都市圏域の適地に工業港、流通港の新設を検討する。

都市圏の中心的地位をしめる那覇市については、住宅、公園、街路、上下水道等の計画的整備を推進するとともに、市街地における工業機能の分散移転を促進し、移転跡地の再開発をすすめる等により、都市機能の純化をはかる。ま

た、那覇市等の周辺で急速に進行しつつある無秩序な市街化に対処するため、適正な都市計画のもとに、土地区画整理事業等による計画的な市街化をはかる。

圏域に高能率農業の展開に必要な優良農地を確保して、園芸団地、畜産生産団地等の造成を促進するほか、都市近郊の農地は生産緑地として保全し、都市近郊農業の振興をはかる。

なお、沖縄における米軍施設・区域は、大規模かつ高密度に形成され、しかもその多くが地域開発上重要な本島中南部地域に存在しており、那覇市を中心とする中南部都市圏の形式に影響を与えているので、開発をすすめるうえで、できるだけ早期にその整理縮小をはかる必要がある。米軍施設・区域の転用にあたっては、その整理縮小の動向を踏まえながら、総合的な土地利用の観点に立って具体的施策を検討する必要がある。

イ 北部圏

本島北部を中心とし、伊平屋・伊是名島、伊江島等の離島を含めた北部圏域は、沖縄国際海洋博覧会を機会に本部半島に形成されるリゾート・ゾーンを核とし、余暇開発、農林水産業、自然の保全および海洋開発研究の地域とする。

そのため、沖縄国際海洋博覧会場の跡地利用と関連させて、本部半島周辺に海洋性レクリエーション基地を建設し、国民が余暇を楽しむ大規模保養地域を形成する。また、平坦部および緩傾斜地の農業に適する地帯は、水資源の開

発、農道、かんがい排水施設の整備等土地基盤の整備をすすめる、さとうきび、パイナップル、畜産等の農業を振興する地域とし、山岳地帯は国土の保全、水源のかん養および林業生産などの多目的な機能を持たせた森林地域とする。さらに、沿岸の浅海域は、資源培養型漁業の振興に活用する。

北部圏に広域生活圏を形成するため、名護市を生活圏中心都市として総合的病院、教育施設等広域生活圏施設を計画的に整備する。

また、圏域における交通通信体系の整備をはかることとし、交通体系については、本部一周道路、中南部圏から名護市に至る自動車専用道路等道路網の整備、離島航路の充実、地域開発の拠点としての運天港、渡久地新港の整備充実をはかり、中南部圏との時間距離の短縮、有機的連けいの強化をはかるとともに、圏内各地域間の結びつきを強化して、生産活動の能率化、地域住民の生活便益の高度化、広域化をはかる。

ウ 宮 古 圏

宮古郡島からなる本圏域は、社会経済的条件および自然的・地理的条件等から主として農業、水産業および観光保養地域として開発する。

そのため、宮古島内陸部およびその他離島の農業に適する地帯は、水資源の開発、農道、かんがい排水施設等土地基盤の整備をすすめて、さとうきび作を中心に亜熱帯の特

性を生かした農業を振興する。また、海岸地帯と丘陵地帯を自然緑地として確保するほか、島の中央部に森林公園を配置する。また、沿岸の浅海域は、消波施設等により漁場の造成をはかり、資源培養型の漁業を振興する。さらに、宮古上布等伝統工芸の保護育成をはかる。

広域生活圏を形成するため、平良市を生活圏中心都市として医療、教育、福祉施設等広域生活圏施設を計画的に整備する。

また、圏外との交通通信ネットワークの整備拡充により、本土間、圏域間の有機的連けいを強めるとともに、圏域内においては、宮古島内および周辺離島間の交通通信体系を整備して、圏内諸地域の生活基盤の強化と離島性の克服をはかる。

エ 八重山圏

石垣島、西表島等八重山郡島からなる本圏域は、社会経済的条件および自然的・地理的条件等から、主として農林水産業および観光保養地域として開発をすすめる。

そのため、平たん部および緩傾斜地の農業に適する地帯は、水資源の開発、農道、かんがい排水施設等土地基盤の整備をすすめ、さとうきび、パインアップル作をはじめ畜産経営、果実栽培等亜熱帯の特性を生かした農業を振興する地域とする。また、山岳地帯は、国土の保全、水源かん養、保健休養の場の提供などの公益的機能と木材生産等の経済的機能をあわせもった多目的な森林地帯とする。沿岸

の浅海域の適地には、消波施設等による漁場造成をすすめ、資源の培養保全に留意した漁業を振興する。さらに、西表島およびその周辺海域は、必要な部分を国立公園として貴重な自然資源を保全するとともに、ひろく国民の海洋性保養地域、学術研究の場として活用する。

広域生活圏の形成のため、石垣市を生活圏中心都市として教育、医療施設等の広域生活圏施設を計画的に整備する。

また、圏外との交通通信ネットワークを整備して、本土間、他圏域間の連けいを強化するとともに、圏域内においては、石垣島と周辺離島および周辺離島間を結ぶ交通通信体系を整備して、離島性、辺地性の解消につとめる。

6 人口および経済社会の見通し

基準年次の沖縄県の総人口は95万人であるが、計画期間中に100万人を越え、また、生産所得は、生産性の向上、新規産業の導入、観光開発等を通じて3,100億円から1兆円程度になるものと期待される。

この場合、生産所得の産業別構成は、計画期間において、第1次産業では8%から5%へ、第2次産業では18%から30%へ、第3次産業では74%から65%へと変化し、産業構造の改善がすすみ、また、就業者数は基準年次の39万人から46万人に増大し、その産業別構成は第1次産業では25%から13%へ、第2次産業では18%から28%へ、第3次産業では57%から59%へ変化するものと想定される。なお、県民1人当たり所得は、基準年次の33万円から3倍近くになり、本土平均水準との格差は、縮小に向かうと考えられる。

さらに、目標年次の県民生活についてみると、住宅はほぼ1人1室が実現するほか、上下水道、都市公園などの公共施設の整備がすすみ、住宅、生活環境施設の水準は向上する。

また、国道等の幹線道路は大幅に整備されるとともに、地方道の整備もすすむほか、空港、港湾等の交通体系も充実して、県内、県外の各地域間の時間距離が短縮し、同時に通信体系も急速に整備される。さらに、広域生活圏が形成され、本島・離島、都市・農山漁村の全県域を通じて県民が公共的なサービスを楽しむような条件が整えられる。

第 2 交通通信体系の整備

数多くの離島からなり、しかも本土より遠距離にあるという沖縄の地理的特殊性は、交通通信施設の大幅な整備によって克服されなければならない。

一方、沖縄県が本土と東南アジアのほぼ中間に位置するという地理的有利性を生かし、国際的な人的、物的交流基地あるいは中継基地として発展するためには、交通通信施設の整備を積極的に促進する必要がある。

このため、国際的交流の拠点となる那覇空港および那覇港については、国際的性格を有するものとして整備するとともに、離島においても空港、港湾を整備して時間距離の短縮をはかるものとし、また、自動車交通量の増大にともなって必要となる道路網の整備を積極的に行なう。さらに、通信交流の広域化に対応するため、電気通信サービスの拡充改善を促進することとし、必要な通信施設の整備をはかる。

また、交通体系の整備にあたっては、各種輸送機関の特性を生かした合理的な機能分担のもとに、計画的、一体的整備をすすめる必要がある、この場合、新しい交通システムの導入についても検討するものとする。

1 航 空

沖縄における輸送は、その地理的条件から航空交通に依存するところが大きい。近年、経済活動の活発化、所得水準の向上などにもない、航空輸送需要は飛躍的に増大しており、加えて、今後国際交流の活発化、観光の振興などにより輸送需要はますます増大していくものと予想される。

また、航空交通の積極的活用によって、時間距離の大幅な短縮をはかり、本土各地との連けいの強化、県内離島における隔絶性、辺地性の除去につとめるとともに、近隣アジア諸国をはじめ海外諸国との結びつきを強化していく必要がある。このような要請に対処するため、空港施設の整備、航空路網の充実を促進する。

このため、那覇空港は民間空港とし、その地理的特性から国際的空港および本土の主要都市との航空路網の基地として整備するとともに、県内主要離島を結ぶ航空路の拠点として整備拡充する。また、離島空港については、宮古、石垣などの既設の空港を緊急に整備するとともに、必要に応じて空港の新設を検討する。

2 海上交通

沖縄の地理的特性から、人的、物的輸送わけても物的輸送については、海上交通に依存するところが大きく、港湾の役割は、きわめて重要である。また、沖縄県の経済振興、国際化の進展にともない、物的流通の著しい増大が予想されるので、既存港湾の整備を早急にはかるとともに、合理的な輸送流通体系の確立のため、新港の建設等を検討する。

那覇港は、本土および近隣アジア諸国と沖縄を緊密に結ぶ港湾として、また各主要離島を結ぶ拠点港湾として整備をすすめる。また、運天港、平良港、石垣港、渡久地新港の各港湾は、圏域の拠点港湾として整備する。主要離島以外の離島についても、その隔絶性を緩和するため、漁港を含めておおむね一島に一港を整備し、住民生活の安定と地域の産業開発に役立てるものとする。

さらに、本島の東海岸の適地に、臨海工業の進展に対応して、工業港の新設を検討するとともに、中南部圏において、貨物の輸送需要の増大に即応して、那覇港の整備を考慮のうえ、流通港の新設を検討する。

また、台風常襲地帯に位置する沖縄県の特性から、避難港の整備をはかる。

これら港湾の整備に加えて、需要に見合った海上交通の輸送力の増強、質的向上をはかるものとする。

なお、港湾、航路等の整備の促進に対応して、海図、水路誌および航路標識の充実をはかる等海上交通安全の確保につとめる。

3 陸上交通

沖縄における陸上交通は、現在、専ら道路に依存しており、道路整備が県民生活や産業活動等に与える影響は、きわめて大きい。

沖縄の道路は、質的水準では全国平均に比べかなり立ち遅れており、道路網の不備や既存道路の立ち遅れから、交通混雑、都市機能の低下、生活環境の悪化等を招いている。

今後、経済発展、県民生活の向上により予想される人的、物的輸送需要の増大および高度化に対処し、開発効果を各地域に浸透させ、広域生活圏を形成して生活環境の改善をはかるためには、既存道路を早急に整備するとともに、合理的な道路体系の確立をはかる必要がある。

そのため、本島の中南部都市圏と名護市を結ぶ基幹道路として、自動車専用道路を新設する。本島の主要道路網を形成する一般国道、県道等については、その改良、舗装化を推進する。また、離島地域の振興、住民生活の向上のため、宮古島、石垣島、久米島等に循環道路を整備する。都市道路については、既成市街地において、都市住民の生活に密着し、円滑な都市活動を維持するための幹線街路を重点的に整備する。とくに、那覇市等における都市環状道路の建設をはかる。これら事業の実施にあたっては、バス・トラックターミナル、駐車場の整備等関連する事業との一体的推進につとめる。

地方支線道路については、広域生活圏の形成を促すため、流

通の合理化と生活環境の改善に積極的な役割を果たす地方道の整備とくに著しく立ち遅れた市町村道の整備を推進し、その網密度を高める。

交通安全施設については、その整備が立ち遅れているので、通行者および自動車交通の安全が確保されるよう整備する。

なお、中南部都市圏の陸上交通体系については、都市化の進展にともなう旅客輸送需要の増大等に対応して、新交通システムの導入について検討する。

4 通 信

技術革新の進展、経済社会の発展、国際交流の増大などにもなう情報の大量高速処理の要請に対処するとともに、離島性、辺地性の解消をはかるため、通信施設の早急な整備をはかる。

電話については、加入電話の積滞を早急に解消するとともに、その自動化を早期に完了するものとし、これに必要な基礎設備の整備をはかるほか、公衆電話の整備を促進する。また、データ通信、画像通信のための施設の拡充を促進する。さらに、電気通信網を利用して、離島、辺地における医療、教育、流通等の新システムの確立をはかる。

テレビジョン放送については、県全域にわたるサービスの実施を目途として、当面本島およびその周辺離島におけるテレビ難視聴地域の解消ならびに本島、先島間の同時放送を可能とするテレビ伝送回線の開通をはかる。また、公共、医療、防災等のための無線施設の整備を促進する。

郵便については、郵便局舎の改善および集配運送施設の整備等を促進する。

第3 水資源の開発及びエネルギーの確保

1 水資源

沖縄県の年間平均降雨量は、本土のそれをかなり上回っているが、降雨の時期的な分布が不均衡なうえに、河川の流路が短く、地形が急しゅんで貯水適地に恵まれていないこと、さらに、沖縄県が多く島のしょからなっているため、水資源の広域的利用が不可能であるなど不利な条件が重なっていることにより、水資源の有効な利用が著しく制約されている。

一方、水需要は、生活水準の向上や産業開発の進展などにより、急速に増加するものと見込まれるので、水資源の開発は県民生活の向上と産業振興にとって、最も緊急で重要な課題となっている。

このため、表流水を中心とするあらゆる利用可能な水資源の開発調査を早急に実施し、治水と利水の調和および環境の保全を基本とした合理的な水資源の開発を促進するとともに、水源地域の保水機能を維持増進させるため、森林資源の整備拡充をはかるほか、水源かん養保安林の配備を行なう。

さらに、河口湾の淡水化、都市下水の再利用、海水の淡水化など多角的な水資源の開発の可能性について検討し、長期的、総合的な水資源の供給体制を確立する。

2 電 力

生活水準の向上による電化の進展および生産活動の活発化等にもなつて、電力需要は大幅に増加するものと見込まれるので、これに対応して、供給規模拡大のための設備を調整する必要がある。

このため、電源の開発については、火力発電を主体として開発し、可能なかぎり単位容量を大型化して単位原価の低減をはかるとともに、環境に与える影響について十分な事前調査を実施し、環境の保全を図りつつ、発電所の新設を促進する。

送電については、送電網を需要度に応じて整備し、また、主要島の近隣諸島については、可能なかぎり海底送電線を敷設する。

また、電力の体制の一元化、近代化をはかる。

なお、揚水発電の可能性についても、検討をすすめる。

3 ガ ス

都市ガスは、今日住民の日常生活はもちろん経済活動にとっても不可欠な熱エネルギー源となっているが、沖縄県におけるガス供給体制およびその普及は、本土に比べ著しく遅れているので、県民生活の向上および経済活動の振興をはかる見地から、早急にその供給体制を確立するとともに、その普及につとめる必要がある。

このため、ガス需要、ガス供給適地にかかる調査を行なうとともに、これに対応したガス供給設備等の拡充強化をはかる。また、ガス源確保のため、天然ガスの開発利用の検討をすすめる。

第 4 生活環境施設等の整備

多くの離島から形成され、かつ、台風常襲地帯に位置する沖縄県においては、住宅をはじめとする生活環境施設の整備が著しく立ち遅れている。また、近年、生活水準の向上にともない、生活環境施設の整備に対する要請が一層強まっている。

このため、快適で文化的な生活が享受できるよう、住宅、公園、上下水道等の生活環境施設を積極的に整備する。

1 住 宅

沖縄県の住宅は、質量ともに不十分な状態にあり、とりわけ人口集中の激しい那覇市およびその周辺においては、宅地不足等も加わって住宅難の解決を困難にしている。さらに、今後開発の進展にともない、人口の増加、世帯の分離、人口の都市集中、住宅の建て替え等の諸要因により、住宅需要は、一層増大するものと見込まれるので、所要の住宅戸数の確保をはかるものとする。

住宅供給にあたっては、現在の地域需要に即応し、かつ、将来の産業配置等による需要の動向を考慮しつつ、適正に行なうこととし、公的資金による住宅建設を促進するとともに、民間住宅の自力建設の促進をはかる。とくに、都市地域においては、宅地取得難のため、住宅難が広い階層に及んでいるので、公的機関による宅地造成および住宅建設を強化する。

建設にあたっては、既成市街地の過密化の現況にかんがみ、都市周辺に道路、公園、上下水道等の公共施設および学校、病院等の施設を整備した団地開発をすすめるとともに、既成市街地においては、不良な住宅の建て替えとあわせて再開発を行ない、環境の整備と土地の高度利用を促進する。

また、住宅の規模については、1人1室の確保を目標とし、その構造、設備については、沖縄の気象条件に適したものとなるよう、住環境を含めてその質的向上をはかる。

2 水 道

沖縄県の水道の普及率は、かなりの水準に達しているが、施設の内容、規模、供給水量、水質等において本土に比べてその水準が低く、整備が立ち遅れている。また、今後、生活水準の向上、産業の発展にともない、水需要は一層増大するものと見込まれるので、このような事態に対処し、水源の確保、施設の整備、広域給水体制の確立をはかる必要がある。

このため、沖縄本島北部から中南部への導水施設を早期に完成させるとともに、本島全域の水道事業の改良拡張をはかる。

なお、離島地域については、地域の事情に応じて、河川および地下水の開発をすすめるとともに、海底送水施設および天水利用施設を整備する。

3 下水道

人口の都市集中にともなう汚水量の増大および宅地開発にともなう雨水流出量の増大により、下水道の整備は、一層その必要性が高まっているが、沖縄県の下水道の普及率は、全般的に低位にあるので、公共下水道の整備を推進し、都市環境の改善、公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全をはかる。

流域下水道については、那覇、伊佐浜処理場の整備をはじめとして、中南部都市圏における流域下水道諸施設の整備を促進する。

また、市街地の大部分が自然発生的に形成されたため、雨水排水施設のほとんどが未整理であるので、雨水排水を主たる目的とする都市下水路を整備する。

4 廃棄物処理施設

生産と消費の拡大および多様化等により、産業廃棄物および一般廃棄物の量は、今後大幅に増大することが予想されるので、この大量に発生する廃棄物を衛生的に処理できる処理施設を建設するとともに、収集体制の強化をはかる。

5 公園緑地

沖縄県における公園緑地は、きわめて不足しており、日常生活に必要な最小限の面積すら確保されていない。したがって、都市およびその近郊においては、合理的な土地利用計画のもとに、平和祈念公園をはじめ公園緑地を適正に整備して、都市環境の保全と増大するレクリエーション需要の充足をはかる。

6 市街地開発

沖縄県においては、広大な米軍施設・区域の存在および産業、人口の都市集中等により都市が無秩序に膨張したため、道路、公園、下水道等の都市施設が不足し、都市機能や生活環境に好ましくない影響を与えている。

このため、市街地化されつつある地域を対象に、優先的に土地地区画整理事業を実施するとともに、既成市街地において、生活環境の悪化した地域等の再開発を強力に推進する。

7 流通施設

沖縄は離島からなっているという地理的特殊性に加え、台風常襲地帯であるため、商品価格とくに生鮮食料品の価格は、大きく変動する傾向を有している。したがって、物価の安定と物的流通の効率化をはかるうえで、流通施設の整備は、緊要な課題となっている。

このため、本島中南部圏内の適地に、情報機能を備える流通センターを建設し、倉庫、トラックターミナル等関連施設の計画的配置をはかって、商品の大量輸送、保管の便に供するほか、卸売市場の計画的整備をはかる。

また、本土と沖縄との間に高速冷蔵運搬船の就航を促進するとともに、冷凍冷蔵庫を設置してコールドチェーンの確立をはかる。

8 消防および救急業務

近年都市の過密化、建築物の大型化、危険物施設の増加等により火災危険が増大しているが、これによる被害を未然に防止するため、消防ポンプ自動車、化学車、消防無線通信施設、消防水利等の消防施設の整備、消防組織体制の強化、消防の広域化および常備化を推進する。

また、交通事故の増大、労働災害事故の増加等救急業務需要の増大に対処し、救急業務体制の強化につとめる。

9 消費者利益の保護・増進

物価の安定と消費生活の向上をはかるため、消費生活センターを充実強化し、消費者に対する商品、サービスに関する知識の普及、情報の提供等につとめるとともに、消費生活協同組合の育成をはかる。

第5 社会福祉の拡充と保健医療の確保

社会福祉対策は、最近の経済社会の進展にともない、その強化をはかることがますます必要とされているが、沖縄においては、社会福祉施設の絶対的不足や既存施設の不備などによりきわめて立ち遅れている。社会的ひずみを是正し、豊かな高福祉社会を実現するため、社会福祉施設および社会福祉組織等基盤の整備を強力に促進するとともに、総合的視点に立った積極的かつ均衡のとれた社会福祉施策を推進する必要がある。

また、離島性にともなう不利な条件を克服し、医療需要の増大に対処するため、医師等保健医療従事者の確保および保健医療施設設備の整備につとめ、専門的、総合的医療水準の向上をはかる。

さらに、住民の健康増進と公衆衛生の向上を推進する。

1 老人福祉の充実

高令者の増加に対処し、立ち遅れている老人ホームなどの老人福祉施設を整備するほか、ねたきり老人、ひとり暮らし老人等に対する在宅対策の拡充強化をはかる。

また、沖縄県の亜熱帯の自然的・地理的条件を生かし、老人が健康で生き甲斐のある生活を享受することができるような老人の保健、福祉、勤労、休養等を目的とする総合的な施設の設置について検討する。

2 心身障害者、児童、母子、寡婦の福祉の充実

(1) 心身障害者の福祉

発生予防、早期発見、早期治療、保護、教育、訓練、社会復帰に至る一貫した体系を確立して、心身障害者の社会復帰を促進し、また、社会適応性の困難な重度・重症障害者に対する施策を強化する。このため、心身障害者の早期治療・指導訓練施設としての精神薄弱児施設、肢体不自由児施設や身体障害者更正援護施設などの整備をはかるほか、とくに重度・重症心身障害者については、その施設の整備を推進するとともに、在宅の障害者についての援護対策の充実を期する。

(2) 児童、母子、寡婦の福祉

児童の健全な保護育成をはかるため、保育所等児童福祉施設を整備し、児童の健全な育成と要保護児童の保護指導を強化するほか、不安定な生活状態にある母子および寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長をはかるため、母子福祉資金貸付制度等の充実など生活援護の強化をはかる。

3 その他の社会福祉の充実

(1) 生活福祉

低所得世帯の生活の安定をはかるため、就労および技能修得の機会の付与、長期低利融資事業の強化につとめるとともに、へき地、離島を中心に生活環境の改善をはかる。

また、要保護女子に対する保護更正措置として、保護施設等の整備、融資事業の強化等を行ない、更正を積極的に促進する。

さらに、県民の福利厚正をはかるための施設についても、その整備をはかる。

(2) 社会福祉機関の充実

社会福祉事業の円滑な推進と住民福祉サービスの向上をはかるため、福祉事務所、児童相談所等各種機関を整備し、その機能を充実させるため、総合保健福祉センターを設置する。

また、民生委員、児童委員の質的、量的向上につとめ、市町村の福祉サービス体制および機能の強化をはかる。

さらに、保母養成施設の設置その他研修機構の整備等を行ない、専門職員の確保と資質の向上をはかる。

以上のほか、民間社会福祉活動を振興するため、社会福祉協議会その他各種民間団体等の育成を促進する。

4 医師等保健医療従事者の養成確保

医師の確保をはかるため、必要な調査、条件整備を行なった
うえ、琉球大学における医学部の設置をはかり、公的病院等
における臨床研修を充実強化するとともに、沖縄出身医学生
の帰還を促進する。

保健婦、助産婦、看護婦その他医療技術者の確保をはかる
ため、養成施設の整備、保健医療機関の活用による養成訓練
等を行なう。

5 公衆衛生および環境衛生の推進

公衆衛生の中核機関である保健所の施設設備の充実をはかって、県民の健康意識の高揚につとめるとともに、保健婦の地区駐在制度を活用し、住民に対する保健指導などの諸事業を強化する。

がんの早期発見のため、検診車の増車により集団検診事業を推進するほか、成人病センターの設置を促進する。また、他県に比べ高い有病率を示す精神障害者に対して、その実態把握につとめるとともに、精神衛生センターおよび社会復帰の促進をはかるための施設を整備する。

さらに、検診、在宅治療、更正指導等のらい病対策、結核対策、地方病対策、ハブ対策等の強化につとめるとともに、交通事故等に対処するため、救急医療体制と保存血液等血液製剤の供給体制を整備し、後遺症等について社会復帰促進のための事業を促進する。

また、住民がバランスのとれた栄養を摂取できるよう、食習慣の改善と栄養改善指導を強化するとともに、食品、医薬品、水質などに対する検査業務の増加および検査技術の高度化に対処するため、公害衛生研究所の施設を拡充する。

母子保健の充実強化をはかるため、母子健康センター等の施設整備、産科救急体制等の強化促進をはかるとともに、保健所による相談、指導業務を強化する。

食生活の安全をはかるため、食品衛生監視員とと畜検査員の養成確保につとめ、食品衛生の監視業務の強化をはかる。

また、食肉流通の増大に対処するため、と畜場を整備するとともに、火葬場その他の環境衛生施設についても実情に即した設置をはかり、さらに、環境衛生関係営業の改善と近代化につとめる。

6 医療機関の充実と医療体制の確保

医療水準の向上をはかるため、現在の医療施設、設備の充実につとめるのはもとより、公的な総合病院の整備をはかり、さらに、民間医療機関の強化により適正病床を確保するとともに、伝染病院等の整備をはかるほか、離島を含めて住民が等しく医療のサービスを受けうるよう、コンピューター、電気通信網等を利用して医療情報の伝送、解析を行ない、総合検診、医療情報の収集と相互提供のための新システムの導入について検討する。

さらに、40か所を数える無医地区に計画的に診療所の設置、患者輸送車（船）の整備、保健婦の配置をはかるほか、巡回診療船等を活用し、地域基幹病院との連携を強化する等公的医療機関の協力体制を整備する。

第 6 教育および文化の振興

個性の伸長と能力の開発をはかり、全人的な人格の形成を期して、科学技術の進歩や経済社会の進展に対応するために、教育の水準を向上させ、文化を振興することがなにより必要である。

戦後、学校施設設備と教職員の極度の不足という悪条件のなかから出発し、整備のための努力が続けられてきた沖縄県の教育諸条件は、まだ不十分であり、この低位にある教育文化施設の整備水準を早急に向上させるため、次の施策を講ずる。

1 初等中等教育の充実

幼児教育の振興をはかるため、幼稚園の増設、整備と園具の充実につとめる。

義務教育においては、学校規模、学校配置の適正化をはかるため、学校の分離、統合、増設を行ない、学校用地の確保につとめるほか、教育内容の高度化に対応する教育機器の導入と教育方法の改善を行ない、さらに、屋内運動場、水泳プール等各種施設の充実を期する。

また、心身障害児に等しく教育の機会が与えられるよう、経済的援助の強化と特殊教育に対する啓もうをはかり、特殊教育への適正な就学の指導を促進しつつ、特殊学級ならびに特殊学校として盲学校、ろう学校および養護学校の増設整備を行なう。

さらに、へき地における教育条件を改善するため、スクールバス、寄宿舎、教職員住宅等の充実を期する。

社会の進展と所得水準の向上により、後期中等教育へ進学する生徒の増大に対処するため、高等学校の規模と配置の適正化を推進しつつ、高校の新設をはかり、屋内運動場や水泳プール等各種施設や教育備品の充実につとめ、勤労青少年の勉学を容易にするための定時制通信教育の拡充につとめる。

また、科学技術水準の向上をはかるため、理科教育および産業教育の施設整備の整備を推進するとともに、学校教育の効果を高め、有為な人材の育成のため、育英事業の充実につとめる。

なお、教職員の資質の向上をはかるため、教育センターを整

備充実し、各種研修を行なうほか、教育研究の振興につとめる。

私立学校については、学校経営の健全化と施設設備の整備充実を期する。

2 高等教育の充実

沖縄県における学術研究と高等教育の場として中心的役割を果たす琉球大学の一層の充実を期するため、大学の移転を推進し、既存学部学科の教員組織の整備および施設設備の充実強化につとめ、また、沖縄県の医師の確保ならびに医療水準および医学研究の向上のため、必要な調査、条件整備を行なったうえで医学部の設置をはかるとともに、その自然的・地理的特性を生かした海洋等の領域に関する教育研究等の推進につとめる。また、高度の学術研究教育の中心となる大学院の設置を推進する。

さらに、沖縄県の自然的・地理的特性を生かす分野での学術研究の交流につとめる。

私立大学については、施設設備、教育内容、研究体制の諸水準を引き上げるための国の助成策を講じ、健全かつ自主性に富んだ大学の育成をはかる。

3 社会教育の充実

沖縄県の発展の基礎をなす青少年の健全な育成をはかるため、青年教室、青年学級等の学習活動の拡充、団体活動の促進につとめるとともに、青年の家、少年自然の家、児童文化センター等青少年を対象とした諸施設を整備する。なお、国立青年の家については、その整備をはかり、県内の青少年のみならずひろく全国の青少年の利用に供する。

また、婦人の教養と健全家庭を育成し、婦人教育および家庭教育の振興をはかるため、家庭教育講座などの学習活動の拡充、婦人団体の育成強化につとめる。

さらに、成人教育の振興をはかるため、各種学級、講座を組織的、計画的に開設する。

以上のほか、公民館、図書館、博物館等社会教育施設を整備し、指導者の養成と確保につとめる。

4 県民の健康・体力づくりの推進

児童、生徒の体格の向上と体力の増強をはかるため、学校給食施設の整備、給食内容の充実をはかるほか、学校体育施設設備を整備するとともに、保健管理体制の強化につとめる。

また、地域における体育、スポーツの振興を通じて住民保健の向上と体力づくりを推進するため、指導者の養成、スポーツ組織の育成強化をはかるとともに、体育館、運動場等社会体育施設の整備充実をはかる。

5 文化財の保護および芸術文化の振興

日本の古い伝統のうえに中国、朝鮮および東南アジア諸国の強い影響を受けて創造された沖縄県の独特の文化のもとに、戦前数多くの文化財が存在したが、今次の大戦でそのほとんどが破壊されたので、文化財の調査、研究、修理、復原、環境整備、防災施設の整備をはかり、とくに、戦災文化財の復原を積極的に推進するとともに、埋蔵文化財の保存、発掘、出土品の整理を行ない、風土記の丘、歴史民俗資料館の建設を推進する。

また、沖縄県に伝承されている民俗芸能等伝統芸能や染織、陶器その他の伝統工芸を保護育成するとともに、芸術鑑賞や創作活動を推進し、そのための場となる県立総合文化会館の建設をはかる。

また、文化団体を育成強化し、さらに、国際交流をはかるため、国際会議場等の施設の設置を推進する。

第7 自然環境と国土の保全および公害防止

沖縄県の自然環境は、広大な海洋と亜熱帯性気候のもとに、豊かな太陽エネルギーと清らかな大気に包まれて点在する島しょ、変化に富む海岸線、さんご礁と熱帯魚が織り成す神秘的な海中景観、緑豊かな原生林など多彩な特色を有している。このすぐれた自然環境は、ひろく国民にとってかけがえのない資産であり、あらゆる開発に優先して、これら自然の積極的保全をはかる。

また、沖縄県は、台風等の自然災害を被りやすい条件下に置かれているため、国土の保全と防災体制を強化して、人命および財産の保護をはかる。

1 自然環境の保全

自然環境の保全については、自然環境の基礎調査に基づき、自然環境保全のための基本方針の策定および保全すべき地域の指定を行なうとともに、貴重な野生鳥獣の保護対策とあいまって、西表国立公園をはじめとする自然公園の整備を促進する等具体的、積極的な施策を推進するものとする。

また、都市およびその周辺から自然が消失しつつあるので、都市公園の整備等により緑地を造成するとともに、都市周辺の自然の緑地について積極的な保全をはかる。

2 公害防止

産業の発展、都市の過密化、無秩序な山地開発等に起因する公害により、大気、水質、土地、動植物等の自然環境および生活環境が破壊されるのを防止するため、既存企業については公害の総点検を行ない、その結果に基づいて適切な公害防止措置を講ずる。また、新規産業の導入については、総合的公害防止事前調査に基づき、環境破壊をもたらさないようその適正配置をはかるほか、生態系を破壊しないことを基本的視点として、必要に応じ大気、水等の上乗せ排出基準を定めるとともに、排出物総量の規制を検討する。

また、公害の監視測定体制を強化し、公害の発生に際しては、施設の使用制限等所要の措置を講ずる。

都市公害および自動車公害については、基準による規制のほか、生活基盤の整備等を通じてその解決をはかる。

基地公害については、防音対策その他必要な措置を早急かつ強力に講ずる。

海洋汚染とくに油による汚染については、機動力のある監視体制を強化する。

また、公害行政機関の充実につとめるとともに、監視測定、試験研究等の有機的な運営をはかるため、公害センターを設置する。

3 国土の保全および災害防止

沖縄県は、台風の常襲地帯にあり、風雨、波浪等による自然災害を被りやすい条件下にある。したがって、治山治水事業、海岸事業等を積極的に推進するとともに、災害防止体制を強化する。すなわち、河川の改修、砂防、治山、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業等のもとより、多目的ダムの建設などにより、河川の総合的な開発事業を促進する。とくに、北部河川については、これらの事業を早急に実施するとともに、都市河川については、生活環境浄化の一環として美化をはかる。

なお、強大な波浪、高潮および海岸浸食等による被害から国土を保全するため、堤防、消波工、離岸堤等の海岸保全施設の新設および改良をはかり、海岸の保全機能を高めるようつとめる。

また、戦禍によって失われた緑を回復して、緑豊かな自然を創出するため、大規模な造林事業を強力に推進し、あわせて復旧治山、予防治山事業を強化するとともに、水源かん養林、土砂流出防備林、風害防備林等保安林を積極的に造成整備する。

さらに、防災気象業務体制の整備充実、海難救助体制の強化をはかる。

第 8 産業の振興開発

長年にわたり本土経済と切り離された封鎖的な体制のもとに、基地経済に依存した独自の経済圏の形成を余儀なくされたため、沖縄県の産業構造は、過大な第3次産業に片寄ったは行的なものにならざるをえなかつただけでなく、産業全般にわたる近代化、合理化も本土に比べ、著しく立ち遅れるところとなった。

このような基地依存経済から脱却し、自立経済をめざすため、自然的・地理的特性を最大限に活用し、かつ、環境保全に対する地域住民の要請に最大限に応えつつ、各般にわたる産業の振興をはかる。

なお、産業の基盤整備および近代化を促進するため、財政投資を拡大するとともに、制度資金の活用をはかる。

1 農 業

沖縄県の農業は、一般に技術水準が低く、農業生産の基礎的条件の整備も立ち遅れているため、本土農業との生産性格差が著しいものとなっている。

今後の沖縄農業の発展方向としては、合理的かつ計画的な土地利用により優良農地を確保し、わが国唯一の亜熱帯農業の確立をめざしつつ、主要作目であるさとうきび、パイナップルの生産性向上をはかるとともに、畜産、野菜、果樹、花き、養蚕、茶等を振興し、作目の多様化をすすめることによって農業経営の安定をはかる。

そのため、土地基盤整備、経営規模の拡大等の構造政策の拡充、共済制度の普及促進、適地適作、農業技術の開発普及等の生産政策、価格政策ならびに流通政策等を体系的、効果的に推進する。

また、農業後継者の育成と農村生活環境の整備につとめる。

(1) さとうきび、パイナップルの生産性の向上

基幹作目であるさとうきび、パイナップルについては、適地適作、品質改良をすすめるとともに、かんがい排水施設、農道等の土地基盤の整備、機械化栽培体系の確立、栽培技術の開発普及および協業化の推進などによる経営規模の拡大等をはかって生産性の向上につとめる。なお、さとうきびは国内の甘味資源確保の観点から、生産性向上のための措置をとりつつ、価格支持の措置を講ずる。

(2) 畜産および野菜園芸等の振興

畜産については、肉用牛および養豚生産の振興に重点を置き、草地の造成改良を行なう等飼料基盤を整備するとともに、家畜改良増殖対策と家畜衛生対策、流通機構の整備改善、家畜公害防止対策をすすめる。

野菜については、畑地かんがい施設の設置等土地基盤の整備、生産地の集団化、周年栽培技術の確立等をはかる。

花きおよび養蚕については、優良種苗の導入、生産基盤の整備等所要の措置を講じ、主産地を形成する。

これらの作目については、集団産地の形成を軸に生産および流通体制を整備改善し、県内自給率を高めていくとともに本土市場への供給についても積極的に推進する。

(3) 流通諸条件の整備

生鮮食料品等の適正価格の形成と安定的供給をはかるため、生産体制を確立し、卸売市場の計画的整備、小売段階の近代化等流通機構を整備拡充する。

また、本土市場の開発をすすめるため、輸送手段、情報機能の拡大等を含めた広域流通機構整備もあわせて推進する。とくに、沖縄県は、多くの島しょからなっているため、その農業は、他県の農業に比べて相対的に不利になっていることから、流通施設の整備、冷凍冷蔵船の就航等輸送条件の改善施策を重点的に推進する。

(4) 防疫体制の確立

農業の多様化をすすめ、生産性の向上をはかるため、ウリ

ミバエ、ミカンコミバエ、家畜吸血ダニ等の動植物病害虫の徹底防除および駆除を実施する。

(5) 農産加工の合理化と特産加工品の奨励

製糖およびパイナップル加工については、引き続き企業の合併と合理化を促進する。

また、特産加工品の開発を促進する。

(6) 試験研究機関および普及事業の整備強化

亜熱帯の特性を生かした営農および技術体系の確立とくに農業機械を大幅に取り入れた近代的営農技術体系の確立をめざして、試験研究および普及事業の拡充整備をはかる。

(7) 農業協同組合の育成強化等

合併による規模の拡大等により農業協同組合を育成強化するとともに、農業共済制度の普及促進をはかる。

また、制度金融および組合系統金融の充実をはかる。

2 林 業

森林資源の整備充実により、森林のもつ国土の保全、水資源のかん養、国民保健休養の場の提供等の公益的機能と木材生産等の経済的機能との総合的向上をはかるため、試験研究体制の強化、普及指導組織の整備をはかりつつ、次の施策を推進する。

(1) 国土保全および水源のかん養

沖縄県においては、森林の国土保全機能、水源かん養機能の向上がとくに重要であるので、保安林、水源かん養林の整備拡充をはかる。

(2) 保健休養林の保護造成および環境緑化

野外レクリエーション需要の増大に対応して、景勝地帯の森林の保全、自然休養林の整備、風致林の拡充などを計画的かつ重点的に推進する。また、県民の保養の場としての県民の森を造成するなど県土の緑化を積極的にすすめる。

(3) 人工造林の拡大と林道網の整備

優良品種の確保、林木育種、林地肥培、防除体制の強化をはかりつつ、人工造林を積極的に推進するとともに、森林の多面的機能の発揮等をはかるため、林道網を整備する。

(4) 市町村有林の高度利用

全森林の半ばを占めている市町村有林については、土地利用の高度化を阻害している林野の入会的慣行の解消をはかるとともに、生産性の高い人工林の規模拡大、広葉樹林の保育造林などをすすめ、森林の経済的機能および公益的機能の増強をはかる。

3 水産業

沖縄県は、長い海岸線と天然の魚礁であるさんご礁に恵まれ、東支那海に隣接し南方漁場に近接しているなど、漁業にとって有利な地理的・自然的特性を有している。一方、水産物の需要は年々増大し、しかも多様化、高級化の傾向にある。

そのため、水産業においては、次の施策を講じて海洋県にふさわしい生産体制を早急に整備し、既存漁業の生産性向上を促進するほか、海面および内水面における増養殖業を積極的に育成して、水域の高度利用につとめる。また、漁業後継者の育成をはかる。

(1) 漁業生産基盤の整備

漁港の基本施設と関連機能施設および漁港関連道を早急に整備するとともに、沖縄本島南部にひろく県外船をも対象とした開発前進および中継基地を建設し、水産業発展の先導基地の形成をはかる。

(2) 漁業経営の近代化

漁船の近代化等により経営合理化を促進する。このため、漁業金融を拡充するとともに、漁船保険事業、漁業共済事業、漁業信用保証体制を強化確立する。

(3) 流通機構の整備と漁業協同組合の育成

生産および流通の中心的漁港に鮮魚市場を設置し、その周辺港には水産物の集出荷施設を整備して流通体制を確立し、価格および出荷の安定をはかる。

また、漁業協同組合の合併を積極的にすすめ、経済事業お

よび信用事業の経営基盤を強化する。

(4) 増養殖業の振興と漁場環境の保全

沿岸に発達しているリーフ内外の浅海域と河川等の内水面を増養殖場として改良造成する。

また、漁場の汚染、荒廃を防止し、漁場の保全につとめる。

(5) 水産試験研究の拡充と普及事業の強化

水産試験場の施設設備を拡充整備し、資源調査、増養殖技術の開発などの調査研究を強化する。また、沖縄国際海洋博覧会を契機として水産研究促進のため、その跡施設の活用を検討する。

さらに、水産業改良普及事業をすすめて、先進技術の導入、経営の合理化を促進する。

4 建設業

今後、社会資本の整備を中心とした旺盛な建設需要が見込まれるので、これに対応して、本土の建設業に比べ著しく経営規模が小さく、近代化の遅れている建設業の体質改善をはかる必要がある。

このため、設備の合理化、技術水準の向上等により、施工能力の向上につとめるとともに、ジョイントベンチャー制度の活用、事業の協同化の推進、競争の適正化等により、建設業の健全な発展をはかるものとする。

5 鉱工業

沖縄県の工業は、零細企業が多く、経営基盤はぜい弱かつ不安定であり、労働生産性もかなり低い。また、第2次産業の生産所得が全産業に占める割合も低く、は行的な経済構造の一因をなしている。

そのため、環境の保全を十分にはかりつつ、あい路となっている工業用水の確保をはじめ立ち遅れの著しい各種産業基盤を早急に整備し、鉱工業の振興をはかるものとする。

また、既存企業に対しては、積極的に資金の助成をはかるとともに、協業化、共同化の促進等各般にわたる中小企業施策を講ずる。

(1) 既存工業の振興

既存工業については、中小企業がその大部分を占めているので、これらの健全な発展を期するため、企業の協業化、共同化をはかり、設備の近代化と経営の合理化を促進するとともに、糖蜜、バガス等県内資源の高度利用による加工業の振興をはかる。

(2) 伝統工芸の保護育成

染織、陶器、漆芸等伝統工芸産業の振興は、今後の各地域の特色を生かした産業の振興と観光資源の開発をはかるうえで、重要な役割を果たすものである。

このため、伝統工芸の美点と特質の保持につとめるとともに、業種、業態に応じて協業化、共同化等による経営の合理

化をすすめ、また、市場開拓、技術指導、デザインの研究開発、後継者の確保等をはかるための施設を設置する。

(3) 新規工業の開発

工業開発をすすめるにあたっては、環境の保全を十分にはかりつつ新規企業を積極的に導入することとし、その誘致に際しては産業基盤の整備をはじめ所要の措置を講ずる。

内陸型工業については、沖縄県の有する豊富で良質な労働力の活用をはかるという観点から、内陸部に適正な規模の工業団地を造成し、既存工業と相互に有機的な関連をはかりつつ、労働集約型工業の立地を促進する。

臨海型工業については、埋立てが容易で大型港湾の建設が可能な本島東海岸の自然条件を活用し、臨海地域の埋立造成をすすめ、臨海工業の立地を促進する。

また、企業の立地に際しては、環境基準等の観点から産業公害の総合的事前調査等により、公害の未然防止の措置を講ずるとともに、適正な規模の企業立地をはかる。

(4) 工業用水の確保

沖縄県の工業開発を推進するうえにおいて、水資源の開発は、緊要な課題となっているので、福地ダムをはじめ北部水系のダム開発等を促進するとともに、これを中南部の既存工業地域および新規開発地域へ送水するための工業用水道の建設を促進する。

(5) 鉱業

本島南部地域を中心に豊富な天然ガスの、また、尖閣列島

地域に大規模な油田の埋蔵の可能性が認められている。

そのため、天然ガスについては、基礎調査を継続的に行なうとともに、地盤沈下の防止をはかりつつ、企業化の推進をはかり、尖閣油田については、近隣諸国との国際協調を踏まえ、調査開発を強力にすすめる。

6 中小企業

沖縄県の中小企業は、第3次産業を中心に県経済の中にきわめて高い比重を占めているが、小規模零細企業が非常に多く、かつ、経営の近代化が著しく立ち遅れている。

経済の振興発展をはかるためには、健全な中小企業の育成が必要であるので、復帰にともなう法制上の特別措置を有効に活用して、中小企業構造の高度化、設備の近代化、業種別近代化を推進するほか、中小企業に対する国および県の指導体制の拡充強化、民間指導団体の育成強化などにより、中小企業経営の改善合理化を促進する。

また、政府関係金融機関および県などによる中小企業のための金融対策を強化するとともに、信用補完事業を大幅に拡充することによって、中小企業に対する金融の円滑化をはかる。

さらに、試験研究機関を整備し、技術指導を強化するとともに、製品の多様化、高級化、技術者の養成等をはかる。

7 商業、貿易

(1) 流通機構の整備と貿易の振興

今後の産業開発の進展にともない、本土および外国との流通量は、大幅に増大するものと見込まれる。これに対処し、商業の近代化、合理化をはかるため、県内の物資の保管、配送、輸送および情報機能を有する大規模な流通センターを設置するとともに、小規模な商企業の組織化を強力に推進する。

輸移出の振興にあたっては、既存企業の指導育成を強化する一方、国内外見本市へ積極的に参加する。

(2) 自由貿易地域

わが国の東南アジアへの玄関口としての沖縄県の地理的特性を活用する方向で、自由貿易地域の設置について検討をすすめる。

8 運輸交通業

経済の発展にともない、運輸交通業の役割はますます重要となるので、空港、港湾、道路、自動車ターミナル、通信等の体系的整備とあいまって、コンテナ輸送等輸送技術の革新に即応した車輛、船舶の近代化、従業員の確保、保管、荷役、包装等の施設の整備につとめるとともに、運輸業の合理化を促進し、その育成をはかる。

とくに、バス輸送については、その重要性にかんがみ、企業の集約化を推進するとともに、路線網の再編成等により需要に即した合理的な運行をはかる等バス路線の運行を確保するための措置を講ずる。

9 臨空港産業

航空機による大量高速輸送時代を迎えて、今後、輸送機能に着目した産業立地の進展が見込まれるので、臨空港産業基地の整備形成を促進し、高付加価値製品工業および航空関連産業の新たな展開について検討する。

第9 余暇生活の充実と観光の開発

今後、所得水準の向上、余暇時間の増大にともなって、スポーツ、レクリエーション、観光に対する需要は急増するものと考えられるので、これに対して日常生活圏等生活圏域の広がりに応じて、社会体育施設、各種都市公園などのレクリエーション施設を自然的条件を考慮しつつ、選択的に配置する。

また、沖縄県は、40万平方キロメートルの広大な海域に散在する多数の島しょからなっているわが国唯一の亜熱帯海洋地域であることから、その地理的・自然的条件を生かし、国民的な保健休養および観光レクリエーション地域として開発整備をするめる。

その際、中南部圏においては、快適で機能的な都市環境の創出を前提として都市的、文化的観光レクリエーションを主体とする。また、北部圏においては、沖縄国際海洋博覧会の開催を契機として、本部半島一帯を海洋性リゾート地域として建設整備する。さらに、多数の離島からなる宮古圏、八重山圏においては、自然中心型のレクリエーション地域として広域的な計画に基づき、合理的な施設配置を行なうなど、地域の特性を十分生かすようつとめる。これら各地域間を有機的に結ぶ広域観光ルートの形成をはかる。

なお、沖縄を環太平洋観光ルートの一環として位置づけ、国際的な観光レクリエーションの場とする。

1 自然環境および伝統文化の保全と利用

自然環境については、保護すべき地区、施設整備を行なうべき地区等に区分して、地域の特性に即応した保護と利用の促進をはかる。とくに、すぐれた景勝地については、自然公園の管理体制を強化して、自然資源の保護につとめながら、沖縄県の恵まれた海洋を中心とする自然景観を生かして、海洋性レクリエーション基地、亜熱帯植物園等を建設する。

さらに、西表国立公園の自然環境の保全をはかって、観光資源として利用するほか、学術的利用の場として活用するとともに、公共的基盤を整備して、その利用度を高める。なお、国立公園に準ずるすぐれた景勝地を県立自然公園に指定して、自然の保護と利用をはかるとともに、緑の少ない県土の美化をはかるため全県緑化を積極的に推進する。

また、固有のすぐれた伝統民俗芸能、民芸品等を保護育成し、博物館、郷土館、物産館等の整備充実をはじめ伝統文化村の建設および伝統的建築様式の持つ造形美の保存活用をはかる。

2 沖縄国際海洋博覧会の開催と海洋開発

昭和50年に本部半島で開催される海をテーマとした国際海洋博覧会は、沖縄開発に一つの契機を与えるものである。すなわち、この国際海洋博覧会は、国際交流の場の形成、観光の振興および海洋開発等を推進するうえで、大きな力となるばかりでなく、北部広域生活圏における社会開発基盤整備および産業基盤整備の起動力ともなるものである。

したがって、交通通信体系の整備をはじめ、公園、上下水道等の生活環境施設、医療、衛生施設等関連の公共事業を早急かつ総合的に実施する必要がある。

また、沖縄国際海洋博覧会を契機に会場施設を一つの中核として本部半島に国際的なリゾート・ゾーンを形成し、沖縄の観光開発の拠点とするとともに、海洋開発研究など各種の研究教育の場として活用をはかる。

3 都市的、文化的施設の整備

沖縄県における観光ルートの拠点となる都市的、文化的施設の備わった個性豊かな都市の形成を各地域の特性に応じて推進する。

このため、都市圏においては、周辺離島を含め県内外を連絡する航空、海運等の交通ネットワークの整備をはかるほか、亜熱帯性豊かな都市公園の造成と大規模スポーツセンター等の健設、遺跡の修復を促進する。

4 受け入れ体制の整備

広域観光ルートの形成をはかるため、広大な海域に点在する観光地域を連結する必要がある。そのため、航空機、高速艇、フェリーボート、電話等の交通通信体系を積極的に整備するとともに、地域社会における生活環境の整備をはかる。

また、宿泊施設としては、ホテル、旅館、国民宿舎等の整備をはかり、健康的な国民休養地、国民休暇村を建設する。

さらに、観光関連企業の体質改善や関連従業者の養成機関の整備をはかる。

第 1 0 職業の安定と労働福祉の向上

沖縄県は、現在雇用機会が乏しいので、産業経済の振興を積極的に推進することによって、雇用需要の増大をはかるとともに、公共、事業内を通ずる職業訓練の充実強化等人的能力開発機会を拡充し、雇用の促進と開発の担い手となる必要な基幹労働力の養成、確保につとめる。

また、今後の開発の進展にともなう産業構造の変化等により、離職者の発生が予想されるため、職業紹介、職業指導等を充実強化するとともに、就業機会の確保をはかる。

また、賃金、労働時間等の労働条件の改善、労働災害の防止、健康管理の充実等を推進するほか、労働福祉の充実をはかる。

1 労働力の需給調整の円滑化と労働者の能力の有効発揮

今後予想される雇用構造の変化等に対処して、企業の体質改善、雇用環境の整備、雇用管理の改善等企業に対する指導を強化するとともに、職業紹介および職業指導体制の強化、雇用情報機能の充実、職業訓練体制の確立等をはかり、労働力の円滑な需給調整を推進する。

また、中高年令者、婦人、心身障害者等の職業能力の開発を促進し、労働者の能力の有効発揮をはかる。

2 離職者の再就職援護措置の強化

米軍施設・区域およびその関連産業からの離職者や、復帰にともなう制度の改廃により転廃業を余儀なくされた企業から発生する離職者の生活と職業の安定をはかるため、就職指導、職業訓練等の各種の再就職援護措置の強化とその積極的活用をはかる。

3 労働条件の向上と労働福祉の充実

労働者の生活向上に資するため、労働条件、職場環境、労使関係等の改善を推進するほか、勤労者財産形成促進制度、中小企業退職金共済制度の普及、福祉施設の整備充実等労働福祉の充実をはかる。

第 1 1 離島の振興

沖縄県は、広大な海域に散在する多くの島しょからなっており、そのうち、有人島は、沖縄本島および本島と架橋で結ばれた島を除き、40島に達している。これらの島しょは、自然的・地理的な条件に由来する各種制約条件によって発展が阻害されている。

離島の振興をはかるにあたっては、那覇、名護、平良、石垣等各地域における中心都市を整備し、これらと周辺離島を交通通信によって結び、広域生活圏の形成をはかる。すなわち、各離島と連結できるよう、港湾、空港、道路、航路等交通体系の整備をはかるとともに、離島住民が本土および本島と同一条件で情報が得られるよう、電信、電話、テレビ回線等の通信網の整備をはかる。

離島住民の保健医療を確保するため、医師の確保、医療施設、ヘリコプターおよび診療艇等医療関連施設の整備、医療センターによる包括的保健事業の推進などの施策を講ずるほか、医療施設への政策金融に特段の配慮を加える。

電気、水道については、発電、貯水等の基本施設の整備をはじめ、送電、送水施設の整備をはかり、主要島の近隣島については、可能なかぎり海底送電、送水施設の設置をはかる。

また、教育文化施設の充実をはかるとともに、文化財の保全につとめる。

産業基盤については、土地基盤整備、漁港および漁業関連施設の整備等をはかるとともに、主要島に農産物集出荷施設、冷凍施設等を設置し、流通体系の整備をはかる。

これらの基盤整備とあいまって、くるまえび、うなぎ等の増養殖業および沿岸・沖合漁業の振興開発、織物等工芸品、食品加工業等の振興開発をはかる。

さらに、離島は、海洋に点在し、美しい海浜と海中景観、豊かな緑に恵まれているので、これら自然を保全するとともに、海洋性レクリエーション基地や熱帯動植物園等を整備し、伝統工芸を保存育成する等により観光開発を推進する。

沖縄県の離島においては、ウリミバエ等の病害虫によって、島外移出が制限されている農作物も多いので、これら病害虫の防除・防疫体制の強化をはかる。

なお、住民の日常生活の存続および開発が困難な離島については、住民の意志を尊重しつつ、適地に集落の移転をはかる。

む す び

この計画は、沖縄の本土復帰直後のきわめて短期間に策定されたものであり、また、計画の目標年次である昭和 56 年度までには、内外情勢に大きな変化が起こることも予想され、また、今後の経済動向、環境面等からの検討が必要であるので、計画の慎重かつ弾力的運用をはかることが是非とも必要である。さらに、今後各種調査、試験研究を重ねて、引き続きこの計画について検討が加えられるべきものと考えられる。

この計画達成のためには、国、地方公共団体の努力はもちろん、住民の創造的熱意と積極的な参加および協力が不可欠である。

政府は、政府公共部門の施策の計画的推進、沖縄振興開発金融公庫をはじめとする政府関係機関などの積極的活用をはかるものとし、とくに、次の諸点に配慮して効果的運営につとめる。なお、沖縄における米軍施設・区域については、沖縄の振興開発をすすめる見地からその整理縮小をはかる必要がある。

- 1 施策相互間の有機的関連性を考慮し、効果的かつ重点的推進につとめること。
- 2 計画の推進に必要な行財政、金融に関する有効適切な措置を講ずること。
- 3 土地、水および水面等の開発利用にあたっては、総合開発の方向に即し、その調整を積極的にすすめること。
- 4 計画の効果的推進に必要な各種調査および試験研究等の拡充をはかること。